

原議保存期間 5 年
(平成31年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第37号
平成25年5月31日
警察庁交通局交通規制課長

通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について(通達)

通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進してきたところであるが、別紙のとおり、今年度以降についても、関係省庁において相互に連携して通学路の交通安全の確保に取り組むこととした。

そこで、各都道府県警察においては、関係機関等と連携の上、下記のとおり実効が上がる通学路対策の推進に努められたい。

記

1 通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

(1) 緊急合同点検結果に基づく対策の着実な実施

昨年度に実施した緊急合同点検の結果に基づく対策で、短期的に実施可能な対策については、学校、教育委員会及び道路管理者等と連携し、速やかに対応するとともに、対策の実施に当たり地域住民との調整や予算措置等期間を要するものについては、学校関係者等とも連携して地域住民や道路利用者等の合意形成を図るほか、計画的な予算措置に取り組むなど、対策の着実な実施を図ること。

(2) 合同点検の定期的な実施

通学路については、これまでも、交通安全総点検の候補路線の一つとして安全点検が行われてきたところであるが、今年度以降においても、通学路の交通安全の確保に向けた取組が地域において継続的に行われるよう、学校、教育委員会、保護者及び道路管理者等関係者の幅広い参画を得て、交通安全総点検の一環として通学路の合同点検を定期的実施すること。

(3) 地域における推進体制の構築

交通安全総点検については、各地域において、交通安全総点検実行委員会や各市区町村等の交通対策協議会等の活用により、行われてきたところであるが、今後実施する合同点検についても、これらの既存組織や先般の緊急合同点検を通じて構築された枠組みを活用するなど、関係機関と連携して継続的な取組が可能となる推進体制を構築すること。

2 推進上の留意事項

(1) 効果的な合同点検の実施

合同点検を実施するに当たっては、積雪地帯や沿岸部などの気候・地勢、道路交通の状況及び通学実態等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、児童、保護者等通学路を実際に利用している者に合同点検への参加を求めるなど、合同点検が効果的なものとなるよう努めること。

(2) 交通規制の見直しの推進

合同点検を通じて、通学実態に応じた通行禁止規制の規制時間の見直しや廃校に伴う交通規制の廃止など、通学路の利用実態に応じた交通規制となるよう見直しを図ること。

(3) 積極的な情報の発信

点検結果や対策実施状況について、関係機関と連携の上、インターネットや広報誌等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。

なお、通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施するなど、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。

3 警察庁への報告

(1) 緊急合同点検結果を受けた対策の進捗状況の報告

昨年度の緊急合同点検結果を受けた対策の進捗状況については、今年度以降も年度毎の進捗状況を調査する予定であるので、対策の進捗状況を把握しておくこと。

(2) 合同点検の実施状況に関する報告

今年度以降に各都道府県警察において実施した通学路の合同点検につい

ても、当分の間、その実施状況を調査する予定であるので、合同点検の実施状況を把握しておくこと。

なお、報告要領については後日通知する。

(3) 施策等に関する報告

各都道府県警察が実施した合同点検で効果的なものについては、事例集として紹介し、情報共有を図ることとしているので、合同点検等に関して新たに通学路対策に関する協議会を設置した場合や好事例、先進的事例と認められる施策を実施した場合については、その都度申報形式で当課に報告すること。

平成25年5月31日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組

これまで文部科学省、国土交通省、警察庁は、連携して通学路の緊急合同点検を行うなど通学路の交通安全の確保に取り組んできたところであるが、今後も相互に連携し、以下の取組を推進することとする。

1. 緊急合同点検結果に基づく対策の着実な推進

- ・平成24年度の緊急合同点検結果に基づく、学校、教育委員会、道路管理者、都道府県警察等が実施する対策が着実に進むよう、関係省庁においては、必要な支援を行うものとする。

2. 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

- ・平成25年度以降においても、緊急合同点検の枠組みを活用して、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的を実施するなど、継続的な取組を推進する。

3. 地域における推進体制の構築

- ・対策の着実な推進及び定期的な合同点検の実施等を図るため、既存組織の活用も含め、関係者から構成される協議会等の推進体制を構築する。
- ・点検結果や対策実施状況等について、インターネットや広報誌等を活用しながら、地域住民、道路利用者等へ適切に情報発信する。